

参考資料

参考資料1 空家等の推進に関する特別措置法	1
参考資料2 二宮町空家等対策協議会条例	7
参考資料3 二宮町空き家リフォーム補助金交付要綱	9
参考資料4 二宮町空き家等解体工事補助金交付要綱	14

参考資料1

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。))に

関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な

証拠を提出することができる。

- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考資料2

二宮町空家等対策協議会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、二宮町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、15 人以内で組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出するものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年4月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

(略)

参考資料3

二宮町空き家リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に所在する空き家など、良好な住宅ストックの流通を促すことを目的として、補助金を交付することについて、二宮町補助金交付規則(平成 30 年二宮町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 二宮町空き家バンク事業実施要綱(平成 28 年1月 26 日施行)の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用の一戸建てのものをいう。
- (2) 登録者 空き家バンク登録台帳に登録した者をいう。
- (3) 利用希望者 登録者と売買契約又は賃貸借契約を結んだ者をいう。
- (4) 併用住宅 個人住宅部分、事務所、店舗その他これらに類する用途の部分が一体となったものをいう。
- (5) 町税 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (6) リフォーム 別表に定める空き家の機能の維持及び向上のために行う設備改善等の改修工事で、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、その他関連法令に基づき適正に行われる工事をいう。
- (7) 町内登録事業者 別に定める所定の手続きを行った業者をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助対象工事は、登録者又は利用希望者が町内登録事業者を利用して、令和2年4月1日以降に行った空き家のリフォーム工事とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、登録者又は利用希望者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)、空き家の入居者並びに同居者が二宮町暴力団排除条例(平成 23 年二宮町条例第 21 号)第2条第3号、第4号及び第5号に規定する者と密接な関係を有する場合
- (2) 過去に二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱及び二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付要綱による補助金の交付を受けたものを除き、他の制度等による補助金の交付を受けたもの
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合

(4) その他町長が適当でないとした場合

(補助要件)

第5条 申請者が、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 申請者は、登録者又は申請する空き家に住民登録をしている利用希望者であること。

(2) 申請者が、利用希望者の場合、最初の売買契約又は賃貸借契約日から1年以内であること。

(3) 申請者、空き家の入居者並びに同居者に町税の滞納がないこと。

(4) 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅のリフォームであること。

(5) 国、県又は町の他の制度による補助、助成等の対象となるリフォームでないこと。

(6) 補助金の交付を受けた日から5年以上町内に居住すること。

(補助金の額)

第6条 リフォームに要した費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、併用住宅の場合は、個人住宅部分のみを対象とし、非住宅部分を有する場合は、面積で按分し費用を算出するものとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、二宮町空き家リフォーム補助金交付申請書(第1号様式)のほか、下記に掲げる書類を添えて、当該年度の募集を開始した日から2月末日の開庁日までに町長に申請しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し(リフォームに要した費用の内訳がわかるもの)

(2) リフォームに要した費用の支払いを証する領収書の写し

(3) 売買契約を結んだ利用希望者の場合は、売買契約書の写し

(4) 賃貸借契約を結んだ利用希望者の場合、賃貸借契約書の写し

(5) 賃貸借契約を結んだ利用希望者の場合、空き家リフォームの承諾について(第2号様式)

(6) リフォーム施工前の写真(日付を入れること)

(7) リフォーム施工後の写真(日付を入れること)

(8) 当該家屋の全体の写真(日付を入れること)

(9) 建築確認申請が必要なリフォームの場合、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し

(10) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、その適否を決定し、二宮町空き家リフォーム補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により当該申請者に

通知するものとする。

- 2 町長は、必要に応じ、リフォームや住宅の状況について、現地確認を行うことができるものとし、申請者はそれに協力するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、二宮町空き家リフォーム補助金交付請求書(第4号様式)により、速やかに町長に対し補助金の請求を行うものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、二宮町空き家リフォーム補助金返還指示書(第5号様式)により補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により返還指示を受けた者は、町長が定める期日までに全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 空き家リフォーム対象工事

No	リフォーム内容	備考
1	増築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
2	浴室、台所、洗面室及び便所の改修工事	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
3	給排水衛生設備工事	リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設宅外配管・配線工事も対象
4	給湯設備工事	
5	換気設備工事	
6	電気設備工事	
7	ガス設備工事	
8	オール電化住宅工事	
9	屋根のふき替え、塗装及び防水工事	軒天井、破風板及び鼻隠しを含む
10	外壁の張り替え及び塗装工事	
11	部屋の間仕切りの変更工事	
12	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	ガラス及びサッシのみの交換は対象外
13	床材、内壁材及び天井材の張り替え、塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房(ガス・電気式)工事は対象 内装工事に伴う室内カーテン・ブラインドの取り替え及び新設は対象(単独は対象外)
14	ふすま紙及び障子紙の張り替え並びに畳の取替え	表替え及び裏返しも含む
15	雨どい等の取り替え及び修理	
16	建具及び開口部の取り替え及び新設工事	手動・電動シャッターは対象 建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸及び防犯フィルムの取り替え及び新設は対象(単独は対象外)
17	造り付け収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)	
18	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
19	防音工事	防音天井、防音壁及び防音サッシの改修等
20	太陽光発電システム設置工事	太陽熱高度利用設備の設置工事は対象外

対象

一部対象外	No	リフォーム内容	備考
	1	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	二宮町等で実施している他の補助金を利用している部分の対象外(利用していない部分の対象)
2	住宅の解体工事	リフォームに伴う部分の解体であれば対象(単独は対象外)	

対象外	No	リフォーム内容	備考
	1	新築工事	敷地内、別棟の増築も対象外
	2	車庫、物置、倉庫等の工事	
	3	店舗、工場、事務所のリフォーム	
	4	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	5	植樹、剪定等の植栽工事	
	6	下水道、合併処理浄化槽工事	
	7	雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事	
	8	太陽熱高度利用設備の設備工事	
	9	防犯ライト・カメラの設置工事	
	10	電話、インターネット、テレビアンテナ(地上デジタル)の設置・配線工事	
	11	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	天井埋め込み形の照明器具等も対象外
	12	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も対象外
	13	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬品散布・塗布	
	14	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	15	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
16	耐震改修工事	二宮町居住用木造建築物耐震診断補助を受けた場合は、二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助が利用可	

参考資料 4

二宮町空き家等解体工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切に管理されていない空き家等を解消し、町民生活の安全・安心を確保するため、町内にある老朽化した空き家等の所有者に対し、当該空き家等の解体工事に要する費用の一部を補助することについて、二宮町補助金交付規則(平成 30 年二宮町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として建築された町内に所在する建物のうち一戸建てのもの(それに係る土地及び工作物を含む。)であって、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 所有者 空き家等の所有権を有する者をいう。
- (3) 事業者 個人事業者、法人又は団体をいう。

(補助対象となる空き家等)

第3条 補助の対象となる空き家等(以下「補助対象空き家等」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 個人が所有するものであること。
- (2) 居住その他の使用が概ね年間を通してされていないこと。
- (3) 昭和 56 年5月 31 日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの。ただし、耐震改修工事がなされた空き家等は除く。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、空き家等の所有者とする。ただし、共有名義のときは、共有者から当該空き家等の解体について同意を得た者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は補助の対象者とししない。

- (1) 補助対象者及び共有者が二宮町暴力団排除条例(平成 23 年二宮町条例第 21 号)第2条第3号、第4号及び第5号に規定する者と密接な関係を有する場合
- (2) 補助対象者及び共有者に町税の滞納がある場合
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合
(補助対象工事)

第5条 補助の対象工事は、空き家等を解体し、当該敷地を原則更地にする工事であって、事業者が行う解体工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助の対象工事としない。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 14 条第2項に規定する勧告を受けた者が実施する工事
- (2) 解体工事後に行う敷地の整地工事
- (3) 補助金の交付を決定する前に着手した工事
- (4) 他の制度等による補助金の交付を受けている工事
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助の対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、50 万円を限度とする。

2 前項の場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助の対象工事に着手する前に、二宮町空き家等解体工事補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家等の位置図
- (2) 空き家等の現況写真
- (3) 空き家等の建築した年がわかる書類
- (4) 空き家等の登記事項証明書
- (5) 解体工事の見積書の写し
- (6) 空き家等であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類
 - イ その他空き家等であることが容易に認められる書類
- (7) 共有名義のときは、共有者すべての解体同意書

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、二宮町空き家等解体工事補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(解体工事の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、速やかに解体工事に着手し、適切に実施しなければならない。

(申請内容の変更等)

第10条 交付決定を受けた者は、補助の対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに二宮町空き家等解体工事補助金交付決定変更申請書(第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち変更に関係するものを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、その適否を決定し、二宮町空き家等解体工事補助金交付決定変更通知書(第4号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 交付決定を受けた者は、補助の対象工事を中止するときは、速やかに二宮町空き家等解体工事中止届(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定により届出があったときは、第8条の規定による補助金の交付決定は、取り消したものとみなす。

(解体工事の完了報告)

第11条 交付決定を受けた者は、補助の対象工事が完了したときは、速やかに二宮町空き家等解体工事完了報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 解体工事の請負契約書の写し

(2) 解体工事に係る届出書等の写し

(3) 解体工事に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し

(4) 解体工事の完了写真

(5) 解体工事の請求書又は領収書の写し

2 前項の規定による完了報告は、交付決定の日から3箇月以内の日、かつ、当該年度の2月末日の開庁日までに行うことを原則とする。

(補助金交付額の確定)

第 12 条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、補助金の額を確定し、二宮町空き家等解体工事補助金額確定通知書(第7号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 13 条 前条の規定により通知を受けた交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに二宮町空き家等解体工事補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第 14 条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 他の制度等による補助金の交付を受けたとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、二宮町空き家等解体工事補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、交付決定を受けた者に対し、二宮町空き家等解体工事補助金返還指示書(第 10 号様式)により期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 外部団体等との連携体制

町だけでは解決が困難な専門的な知見を必要とする問題に対応するため、専門家団体と協定を結び、連携を強化しています。引き続き、各専門家団体とあらゆる分野で連携を強化していくとともに、必要な場合は、新たな専門家団体と協定を結んでいきます。(表9)。

表9 外部団体等との連携体制

相談内容	専門家団体
税金に関する事	東京地方税理士会平塚支部
相続や登記等に関する事	神奈川県司法書士会
不動産の売買・賃貸等に関する事	神奈川県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会神奈川県本部
土地の境界等に関する事	神奈川県土地家屋調査士会
空き家の耐震やリフォームに関する事	神奈川県建築士事務所協会
害虫等に関する事	神奈川県ペストコントロール協会
除草、植木等の剪定等に関する事	二宮町シルバー人材センター